

12月議会

12月議会は12月4日から18日までの15日間行われ、議案42件(条例関係13件、予算関係23件、その他6件)報告1件を審議し、原案通り可決しました。

令和元年度 南相馬市一般会計補正予算の概要

一般会計補正予算額

40億7,942万円

令和元年度一般会計予算規模

635億6,068万3千円

復興・再生に向け直面する課題に対応するために必要な経費など緊急に措置すべき予算を計上するとともに、人件費の整理などを行った。

主な事業

◎は新規事業

夜間小児科・内科初期救急医療事業

市民の健康を守り、安心して生活ができる環境を構築するため、夜間の初期救急医療体制を整備する。

40万円

ICT利活用教育推進事業

児童生徒にとって分かりやすい授業を実現することによって、学習意欲を高めて学力向上を図るため、学校におけるICT利活用環境を計画的に整備する。

1,856万円

東京2020関連市民参画推進事業

東京2020オリンピック・パラリンピックを盛り上げるため聖火リレーをはじめとする市民参加によるオリパラ関連事業を実施する。

445万円

◎高齢者安全運転支援装置設置促進事業助成金

高齢運転者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故を防止するため、自動車の安全運転支援装置の取付けに要する費用の一部を助成する。

200万円

市単土地改良事業補助金(原町区)

農業の振興を図るため、農業用施設等の新設改良事業を行う農業者が組織する団体等に対し、補助金の交付を行う。

116万円

委員会審査において、審査した常任委員会を以下のように省略し記載しております。

総務生活常任委員会 → (総)

所管：議会・総務部・復興企画部・市民生活部・会計課・選挙管理委員会・監査委員・固定資産評価審査委員会の所管する事項並びに他の委員会が所管しない事項

文教福祉常任委員会 → (文)

所管：健康福祉部・子ども未来部・教育委員会・総合病院の所管する事項

建設経済常任委員会 → (建)

所管：経済部・建設部・農業委員会の所管する事項

予算審査

歳入

◎諸収入

質疑 組合専従職員共済負担金が補正減によりゼロになっているが、変更について伺う。

答弁 当初予算では負担金の発生を見込んでいたが、退職したこと減額した。

歳出

◎高齢者安全運転支援装置設置促進事業助成金

・助成率 9/10(上限4万円)
・見込件数 50件
・200万円

質疑 満75歳以上を対象としたこと、また上限額4万円とした根拠について伺う。

答弁 全国では75歳以上の高齢運転者による死亡事故が多いことから設定した。また助成額は社外品のプ

レーキとアクセル踏み間違え防止システムが工賃込みで4万円から4万5千円が主流であることを参考に設定した。

質疑 御夫婦で両方75歳以上の方で、申請すれば対象になるのか伺う。

答弁 夫婦共々使用している自動車であれば助成対象になる。

◎泉官衙遺跡史跡整備事業

【主な内容】
国指定史跡泉官衙遺跡の保存と活用を図るため、史跡用地の公有化と発掘調査を実施したうえで、整備基本計画の策定を行う。

質疑 樹木の積算の部分で50本だと思っていたのが、74本もあるということ

答弁 今回の庭木評価が74本に大きくふえたのは、ク

ロマツは文化財課の調査の段階である程度庭木の評価として考えていたが、それ以外のサツキ、サザンカ



泉官衙遺跡史跡

等については、雑木と理解していた。雑木になると、庭木よりもかなり単価が低いという内容になるが、今回補償コンサルタントに委託をして算定したところ、こちらは雑木と考えるよりも、自然に植生しないという含めて、庭木と評価すべきという指摘を受け、今回の予算計上になった。

質疑 令和2年度も660万円ほどの発掘調査の予算が予定されているが、来年度実施すれば発掘は終わる見通しで良いのか伺う。

答弁 来年度以降は遺跡の整備のための発掘調査を実施していきたいと考えている。その後、さらに必要な発掘調査が出てくる

◎東京2020関連市民参画推進事業

【主な内容】
・聖火リレー・セレブレーション事業
・祭場地保護転圧(駐車場整備)
・仮設照明等賃貸料
・野馬追PRに係る騎馬会等謝礼

質疑 東京2020関連市民参画事業の財源について伺う。

答弁 事業費は組織委員会が持つが、市が独自にPRや文化のPRを行う場合は、各自自治体負担するものである。

質疑 都市装飾や市民ボランティアの部分について伺う。

答弁 組織委員会へロゴ

マーク設置許可の手続を進めている。また、ボランティアの募集は、広報みなみそうまに掲載し、申込を進めている。

⑧東日本大震災遺児等支援基金積立金 33万円

【質疑】 交流旅行だが、参加者が減る中、今後も毎年行っていくのか。別な事業を考えているのか何う。

【答弁】 親子で参加する交流旅行の機能として、同じ境遇にあった方々と一緒に過ごせる一時的な安心感や、連続性がもたらすことによる安心感にもつながっている。また、年1回の臨床心理士の所見とはいえ、気づきの場としての機能があるものと捉えて居る。また、遺児孤児の方の中には、避難されている方もおり、南相馬市に残っているふるさとの方とつながる場、親子の交流、一緒に参加される保護者のリフレッシュという観点も機能として入っていることから、今後も継続していきたいと考えている。

【総務管理費】 1億3千78万円

【質疑】 災害派遣職員受入の件費について、一般財源からとなっているが、後に交付税措置されることになるのか何う。

【答弁】 復旧復興特別地方交付税で措置される見通しである。

⑨生活保護総務一般経費 123万円

【質疑】 生命保険会社に対する被保護者資産確認調査の照会様式の統一化等だが、なぜ必要になったのか何う。

【答弁】 これまでは、各システム会社の独自の様式であったものを、様式を統一化すること、これまで生命保険会社に照会をかけるときに、同意書をつけるようになっていたが、今回の統一によって必ずしも同意書が必要でなくなったことと、全国的に統一様式になることでの改修である。

項目の追加について何う。

【答弁】 追加選択肢については、働きによる収入の増加・取得、働き手の転入、社会保障給付金の増加、仕送りの増加、世帯構成の変更、指導指示違反、逮捕・拘留等が追加項目である。

⑩角川原総合研修センター管理事業 575万円

【主内容】 角川原総合研修センターを行政区へ無償譲渡するため、必要な修繕を行うもの。

【質疑】 廃止条例と同時に修繕の予算を上げていくことが資産形成にならないのか何う。

【答弁】 修繕工事の内容については、通常使用に支障がある箇所に特化したものであり、具体的には、エアコン、老朽化した和式トイレの洋式トイレへの改修等で、施設機能の維持に必要な修繕であり、資産形成につながるものではない。



角川原総合研修センター

⑪道路維持管理事業 235万円

【主内容】 原町区カーブミラー台帳整備委託ほか。

【質疑】 カーブミラーの設置事業だが、現在のカーブミラーの要望状況について何う。

【答弁】 カーブミラーの要望については、年10基から20基程度の要望がある。民地・市有地とがあり、設置の場合には地権者と交渉しながら進めていく。

⑫文化財保護費 25万円

【質疑】 被災した箇所については、当然、修理して保存しなければならぬが、ほかにもないのか。また、申し出があつてから対応するのか、それとも自ら調べたことも直さなければならぬということなのか何う。

【答弁】 文化財の被害状況の把握は、職員がそれぞれに分担して被害状況を確認している。また、文化財が非常に多いことから、全て

条例審査

【総】 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

【主内容】 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項等の規定を改めるため、必要な改正を行うもの。

・施行日…公布の日

【質疑】 成年被後見人の方を通して行っていた作業を自分でもできるように、社会参加を進めると理解しているのか何う。

【答弁】 心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断し対応できるという内容である。

審査の結果、原案の通り可決。

【総】 南相馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

【主内容】 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等を定めるため、新たに条例を制定するもの。

・施行日…令和2年4月1日

【質疑】 臨時職員や嘱託職員の収入は、年収にすると正規職員並みになっていくと理解してよいのか何う。

【答弁】 基本給の設定については常勤職員の給料表を適用し、常勤職員との均衡は図られているが、給与の上限が定められており、正職員とは差が出てしまっている点はない制度である。

【質疑】 1億5千万円ほど人件費というプラスになってくるということで、負担割合が増えるが、復興・創生期間の10年間の区切りもあり全体的な見直しが必要でないのか何う。

【答弁】 令和3年度以降は、一定程度復旧・復興事業が落ち着くので、事業の

見直しに合わせて人員の見直しを図っていくと考えている。

【総】 南相馬市立病院看護職員の令和元年度特殊勤務手当の特例に関する条例制定について

【主内容】 福島県浜通り地方看護体制強化支援事業補助金を活用し、看護職員の特殊勤務手当を支給するため、新たに条例を制定するもの。

【質疑】 特殊勤務手当は、福島県浜通り地方看護体制強化支援事業補助金を財源として、平成25年度から平成30年度までの6年間支給されているが、令和元年度も補助金の内示があり今回議案が提起されている。この特殊勤務手当支給による看護体制強化に、その成果があつたと捉えているのか何う。

【答弁】 看護師の数は平成25年度末が126人。平成26年度末は123人。平成27年度末が128人。平成28年度末が137

【質疑】 東京都杉並区から緊急支援物資を受け入れたものに、負担金を支払うということはどういうことか何う。

【答弁】 援助を受けた側が原則負担するとなっており、東京都杉並区は交付税の不交付団体であり、特別交付税での補填が受けられない状況であり、協定に基づいて本市で負担金を支払う。



修繕が待たれる夜の森テニスコート

人。平成29年度末が151人。平成30年度末が155人であり、順調に確保できている。

また、定着化については、定年退職を除く離職率が全国平均を下回るという傾向もあり、本特殊勤務手当が看護師の確保及び定着化の一因に繋がっているものと考えている。

質疑 来年度からこの制度がなくなつた場合、離職率が上がるのではないかと、思うが、どのような対応を考えているのか何う。

答弁 一概にこの手当と早期退職が結びつくというものではないが、看護職員の定着に向けては、この手当も効果の要因の一つと考えている。加えて、全ての看護職員が、今後とも安心して働き続けられる職場環境の整備に努めていることが重要と考えている。

質疑 南相馬市立総合病院が市民に信頼され、安心を担保できるような病院経営に日夜努めていると理解するが、市民の皆さんが不安を抱くような病院であつてはならないことから、十

分市民に意を休しながらさらなる医療の充実に努めることが、この制度が廃止されても、この趣旨がいかにされてくるのではないかと何う。

答弁 本病院としても、市民に信頼され、この地域に住んでいる皆様方から医療の面で安心・安全を支える病院になる、ならなければならないという思いで常に医療の質やサービスの面で努めてきており、これからもこういった補助制度等々を活用しながら、その実現に向けて努めていきたい。

審査の結果、原案の通り可決。

建 南相馬市森林環境整備促進基金条例制定について

〔条例制定の概要〕

(1)設置（第1条関係）市が実施する森林整備及びその促進に要する施策に充てるため、基金を設置する。

2積立額（第2条関係）基金は、森林環境譲与税を積み立てる。基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

質疑 現状、令和15年

までは年間1千200万円位ずつ積み立てて、その後年間4千万円積み立てるとのことだが、トータルではどのくらい基金を造成していく計画なのか何う。

答弁 令和2年度から地域の整備すべき森林を抽出し、地権者に対して意向調査を行つていき、その間、積み立てを行つていき、ある程度の規模が固まった段階で市が管理すべきところは市で管理していく。エリア的なものも検討しながら、約20ヘクタールぐらいの規模で3区とも足並みを揃えた形で進めていく。積み立てとあわせて福島森林再生事業で同じように進めているので、兼ね合いを取りながら約7千万円程度積み立てた段階で調整していく。

質疑 担い手不足の中で、市に依頼が殺到してしまう事態が考えられるが、管理できる体制について何う。

答弁 手入れされている山が放置されている状況もあり、その中で適正な管理をすれば搬出して収入になるものも見受けられる。

質疑 使用が可能になつて使っている土地等というのはどういう姿のことを言っているのか何う。

答弁 土地の上に家屋が

る。森林経営者の仲介をすることにより所有者も頼めることは理想的だが、至らなかつた場合は市でやれる範囲で進めていく。今回の制度で活性化して、森林の保全も良くなつていく事業である。

審査の結果、原案の通り可決。

総 南相馬市東日本大震災による津波被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

〔主な内容〕

令和2年度の津波被災区域における固定資産税については、海岸防災林、ほ場整備工事等の復旧が完了していない状況から、令和元年度に引き続き、全額減免又は使用等が認められる場合は2年間2分の1減免を継続するもの。

・施行日：公布の日

質疑 使用が可能になつて使っている土地等というのはどういう姿のことを言っているのか何う。

答弁 土地の上に家屋が

建つて、使用できるように修繕されたとか、圍場整備であれば面工事が終わつて作付可能な状況を指している。

審査の結果、原案の通り可決。

文 南相馬市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例制定について

〔主な内容〕

・改正の概要
新施設は、多世代による地域交流や健康増進を行える施設として、若年世代から高齢者まで幅広い世代が利用できるよう、新たにトレーニング室やサロンの役割を果たせる集客室の整備を行つており、施設の名称及び位置のほか開所時間や利用料金について、必要な改正を行うもの。

・施設の概要

○所在地：南相馬市原町区小川町668番地の1（地積3千541.71㎡）
○構造規模：地上1階 木造（浴場一部RC造）（建築面積1千103.51㎡）
○延床面積：992.60㎡（本体棟のみ）
・施行日：令和2年4月1日

質疑 改正条例案の利用

料金の体系について、同じ条例で設置する小高老人福祉センターは、対象者を18歳以上60歳未満の者をその他の者としているが、新たな施設は60歳未満となっている。同じ条例で設置する老人福祉法に基づく施設であるのに、どうして利用対象者を異なるものにしたのか何う。

答弁 小高老人福祉センターは、現状小さい子どもが利用できるような施設や設備がないこと。また、利用の希望や問い合わせ等も現時点ではそれほど上がつていないこと。そのほか近距離に小高交流センターがあり、多世代による地域交流の拠点として機能していることから、現時点では対象年齢の変更は必要ないと判断した。

質疑 今までの南相馬市老人福祉センターを、南相馬市健康福祉センターとしたのであれば、小高区も小高健康福祉センターとすべきではないか何う。

答弁 平成29年に開催さ

れた公共事業評価委員会や議会など多方面から名称について意見が寄せられ、より施設のイメージがわかりやすい名称に改めたほうがいいとの見解に至り、南相馬市健康福祉センターという名称にした。

小高老人福祉センターについては、今回施設の設備、内容等に一切変更がないこと、対象年齢も18歳未満の利用等について変更していないことから、名称は変更しないということで検討してきた。

質疑 老人福祉法の第1条に「老人の福祉を図ることを目的とする」とある。今回の施設はそれに則つて作られた施設であることから、高齢者のための施設であること、市民に説明する必要性について何う。

答弁 あくまでも老人福祉法に基づく施設ということで、指定管理の仕様にも老人の相談に関すること、老人の機能回復に関すること等を明記している。なお一層市民の方にわかりやすい啓蒙等をしていきたい。

審査の結果、原案の通り可決。

建 南相馬市角川原総合研修センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

〔廃止の理由〕

南相馬市指定管理者制度導入計画（第3版）に基づき施設のあり方を検討した結果、近年は設置目的に関する利用が減少し、地元行政区の集会施設としての利用が主であること、建築から30年が経過（耐用年数24年）し所期の目的を達成し一定の役割を終えたことと判断したこと、さらに設置目的の利用は南相馬市鹿島農村環境改善センターで対応が可能であることから、条例を廃止するもの。

なお、地元行政区が集会施設として引き続き使用を希望していることから、財産の無償譲渡を行うもの。

質疑 本施設の評価額は84万1千654円の算定であり、当面瑕疵のない形での譲渡だが、目的転用とか売却も視野に入れたる条例廃

止なのか何う。

答弁 目的であつた農業関係の利用については、鹿島区さくらホール隣にある施設を代替施設として対応でき当該施設の利用形態が既に地元行政区の集会場としての利用が主であること、そのことを鑑みれば、当該施設は集会場としての利用目的で使用していただくことが良いと考え、地元行政区に無償譲渡すると判断した。地元行政区等の集会施設として使われている公の施設に関しては無償譲渡する方向で市としては考えている。

審査の結果、原案の通り可決。

総 南相馬市職員の公務死亡事案に関する調査委員会条例制定について

〔主な内容〕

災害対応に伴う職員の死亡に関し調査審議を行い、再発防止を図るための調査委員会を設置するため、新たに条例を制定するもの。

・施行日：公布の日
・失効日：この条例は、委員の任期が終了した日限

り、その効力を失う。

質疑 委員は弁護士その他法令または防災にすぐれた見識者のうち市長が委嘱するに当たり、どういった資格者または職種の方を想定しているのか何う。

答弁 事実認定能力にすぐれる法律の専門家の弁護士、または、防災の専門家の大学教授等、国・県等の組織における実務者を考えている。

質疑 第三者委員会を立ち上げることだが、死亡した職員の御遺族から何か市に言われてきているのかお伺いします。

答弁 御遺族を訪問し第三者委員会で調査すること等について説明して、了承いただいたところであります。

審査の結果、原案の通り可決。